

青森、昭51不11、昭51.12.18

命 令 書

申立人 紅屋労働組合

被申立人 紅屋商事株式会社

主 文

被申立人紅屋商事株式会社は、申立人紅屋労働組合の組合員に対し支給した昭和50年度冬季賞与につき、別表1の各組合員の人事考課率に「22」を加算して再計算した金額と既に支給した金額との差額及び各支払金に対する昭和50年12月30日以降完済に至るまで年5分の割合による金員を同人らにそれぞれ支払わなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人紅屋商事株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本店（青森店）を、弘前市に弘前店を置く総合衣料、食品、日用品等の小売を業とする大規模小売店でありその従業員は約250名である。

(2) 申立人紅屋労働組合（以下「組合」という。）は、昭和49年12月21日に弘前店の従業員を主体に107名をもって結成された労働組合であり、本件申立て時の組合員は30余名である。

なお、会社には申立人組合のほか昭和50年1月中旬、青森店の従業員を主体に結成されたゼンセン同盟紅屋商事労働組合（以下「ゼンセン紅屋労組」という。）がある。

2 労使関係の対立状態

当該労使間で、本件申立て前に、昭和50年1月30日申立ての支配介入排除（昭和50年（不）第3号）、A1書記長第1次解雇取消（昭和50年（不）第6号）、昭和50年度夏季賞与差別是正（昭和50年（不）第28号）、A1書記長第2次解雇取消（昭和50年（不）第31号）が係属し、本件審査の過程に、申立人組合から、不当配転取消（昭和51年（不）第14号）、A1書記長第3次解雇取消（昭和51年（不）第15号）、副委員長出勤停止処分取消（昭和51年（不）第16号）、執行委員長解雇取消（昭和51年（不）第18号）及び昭和51年度夏季賞与差別是正（昭和51年（不）第21号）の申立てがなされた。

そのうち、昭和50年度夏季賞与差別是正とA1書記長の3次にわたる懲戒解雇取消について、当委員会は救済命令を交付したが、いずれも中央労働委員会に再審事件として係属中である。

これ等の事情によって当該労使関係を見れば、事の理非曲直はさておいて、それ自体異常な対立状態にあると見なければならない。

本件審査にあたり、本件と直接関係ある事件として昭和50年（不）第28号事件の一件書類を証拠に援用した。その命令要旨は次のとおりである。

昭和50年度夏季賞与の支給において、その支給額に申立人組合員とゼンセン紅屋労組員との間に格差が生じたが、その格差は人事考課率の評価によって生じたものであり、人事考課率の格差は昭和49年12月申立人組合結成以前は認められなかつたが、組合結成後の昭和50年8月1日に支給された夏季賞与から突如として表われたものであり、又、申立人組合員全員が例外なくゼンセン紅屋労組員より低い査定がなされた。

このことは会社が申立人組合に対する不当な評価に基づき人事考課の査定を行つたものであり不当労働行為である。よつて、申立人組合員の人事考課率に「40」を加算した考課率によって再計算した金額と既に支給した金額の差額を支払う旨を命ずる。

### 3 昭和50年度冬季賞与

申立人組合員に対する冬季賞与については、12月28日会社、組合間で確認書を取り交わし、12月29日別表1のとおり支給された。

別表1 申立人組合員の昭和50年度冬季賞与支給一覧表

番号	氏 名	考課率	総支給率	賞与支給額	番号	氏 名	考課率	総支給率	賞与支給額
1	A 2	75	1.50	122,307	21	A 3	85	1.77	115,212
2	A 4	75	1.57	127,752	22	A 5	75	1.57	102,375
3	A 6	75	1.44	128,976	23	A 7	85	1.42	92,820
4	A 8	75	1.44	125,514	24	A 9	75	1.48	101,102
5	A 10	85	1.76	132,000	25	A 11	85	1.28	76,036
6	A 12	75	1.57	149,625	26	A 13	85	1.59	107,037
7	A 14	75	1.50	131,269	27	A 15	75	1.26	95,760
8	A 16	75	1.47	133,114	28	A 17	75	1.515	181,835
9	A 18	75	1.57	125,842	29	A 19	75	1.497	95,860
10	A 20	75	1.47	123,226	30	A 21	85	1.635	103,008
11	A 22	85	1.59	113,428	31	A 23	75	1.530	99,508
12	A 24	85	1.78	123,165	32	A 25	85	1.735	98,895
13	A 26	75	1.57	113,400	33	A 27	75	1.431	95,922
14	A 28	75	1.46	103,997	34	A 29	100	0.21	17,283
15	A 30	75	1.59	115,025	35	A 31	75	0.15	13,702
16	A 32	85	1.74	124,072	36	A 33	85	0.17	12,673
17	A 34	75	1.37	99,225	37	A 35	75	0.15	11,922
18	A 36	100	1.95	126,945	38	A 37	75	0.15	14,332
19	A 38	75	1.53	99,508	39	A 39	75	0.15	10,710
20	A 40	75	1.21	86,105	平均 考課率		79.10		

一方ゼンセン紅屋労組は12月9日の団体交渉で妥結し、12月11日にゼンセン紅屋労組員及び両組合に加入しない従業員も含め（以下「ゼンセン紅屋労組員等」という。）、別表2のとおり支給された。

別表2 ゼンセン紅屋組合員等の昭和50年度冬季賞与支給一覧表

番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額	番号	氏名	考課率	総支給率	賞与支給額
1	C 1	105	2.20	216,090	34	C 2	100	2.05	139,801
2	C 3	125	2.62	216,039	35	C 4	100	2.05	139,801
3	C 5	100	2.10	164,850	36	C 6	100	1.90	124,078
4	C 7	100	2.07	180,142	37	C 8	100	1.90	124,078
5	C 9	105	2.18	211,510	38	C 10	100	1.38	94,005
6	C 11	90	1.89	165,753	39	C 12	100	1.82	123,950
7	C 13	110	2.14	154,677	40	C 14	85	1.41	100,247
8	C 15	100	2.07	134,589	41	C 16	85	1.66	107,903
9	C 17	125	2.62	209,737	42	C 18	100	2.08	150,141
10	C 19	100	2.04	146,966	43	C 20	100	1.85	120,256
11	C 21	100	2.05	148,024	44	C 22	100	1.98	136,785
12	C 23	100	2.10	138,600	45	C 24	100	1.98	137,440
13	C 25	90	1.98	142,732	46	C 26	85	1.78	128,520
14	C 27	110	2.02	137,445	47	C 28	85	1.67	102,024
15	C 29	110	2.29	175,018	48	C 30	100	2.10	136,500
16	C 31	110	2.27	169,684	49	C 32	85	1.86	126,735
17	C 33	100	2.10	140,700	50	C 34	100	1.99	141,794
18	C 35	110	2.21	146,055	51	C 36	100	1.31	85,312
19	C 37	110	2.31	166,320	52	C 38	100	1.90	137,440
20	C 39	110	2.16	153,676	53	C 32	85	1.86	126,735
21	C 40	110	2.29	165,155	54	C 41	100	1.85	120,256
22	C 42	110	2.31	164,010	55	C 43	100	1.82	129,811
23	C 44	110	2.31	166,320	56	C 45	100	1.89	136,382
24	C 46	110	2.31	197,043	57	C 47	100	1.51	107,650
25	C 48	85	1.16	82,631	58	C 49	100	2.07	147,012
26	C 50	120	2.46	175,161	59	C 51	100	2.04	138,801
27	C 52	110	2.31	164,010	60	C 53	110	2.19	155,973
28	C 54	100	2.08	148,056	61	C 55	100	1.32	94,082
29	C 56	100	1.99	141,794	62	C 57	100	1.74	103,208
30	C 58	100	1.79	121,951	63	C 59	100	0.21	14,070
31	C 60	110	2.27	148,647	64	C 61	85	0.17	12,316
32	C 62	100	1.82	107,545	65	C 63	100	0.21	14,280
33	C 64	85	1.78	105,315	66	C 65	100	0.21	14,910
					平均考課率		100.98		

賞与の支給方法は確認書では就業規則の算定方式によることとし、その算式は、

$$\text{賞与} = \text{基本給} \times \text{成果比例配分率} \times \text{人事考課率} \times \text{出勤率}$$

となっており、成果比例配分率は基本給の2.1カ月とし、人事考課率は上限「125」から下限「75」の範囲内とした。

従ってその算式のうち、会社の裁量によって支給額に影響を及ぼすのは人事考課率のみである。

## 第2 判 斷

1 申立人は、昭和50年度冬季賞与の支給について、人事考課率でゼンセン紅屋労組員等に比較して「20」以上低い査定をうけ、その結果支給額で差別をうけた。これは、会社が組合結成後一貫して申立人組合を敵視し、攻撃を加えてきた手段の一端であり、不当な差別取扱いである、と主張し、一方会社は、冬季賞与の支給額に格差が生じたのは公平な人事考課の結果である、と主張するので以下判断する。

2 当委員会の調査、審問によれば、

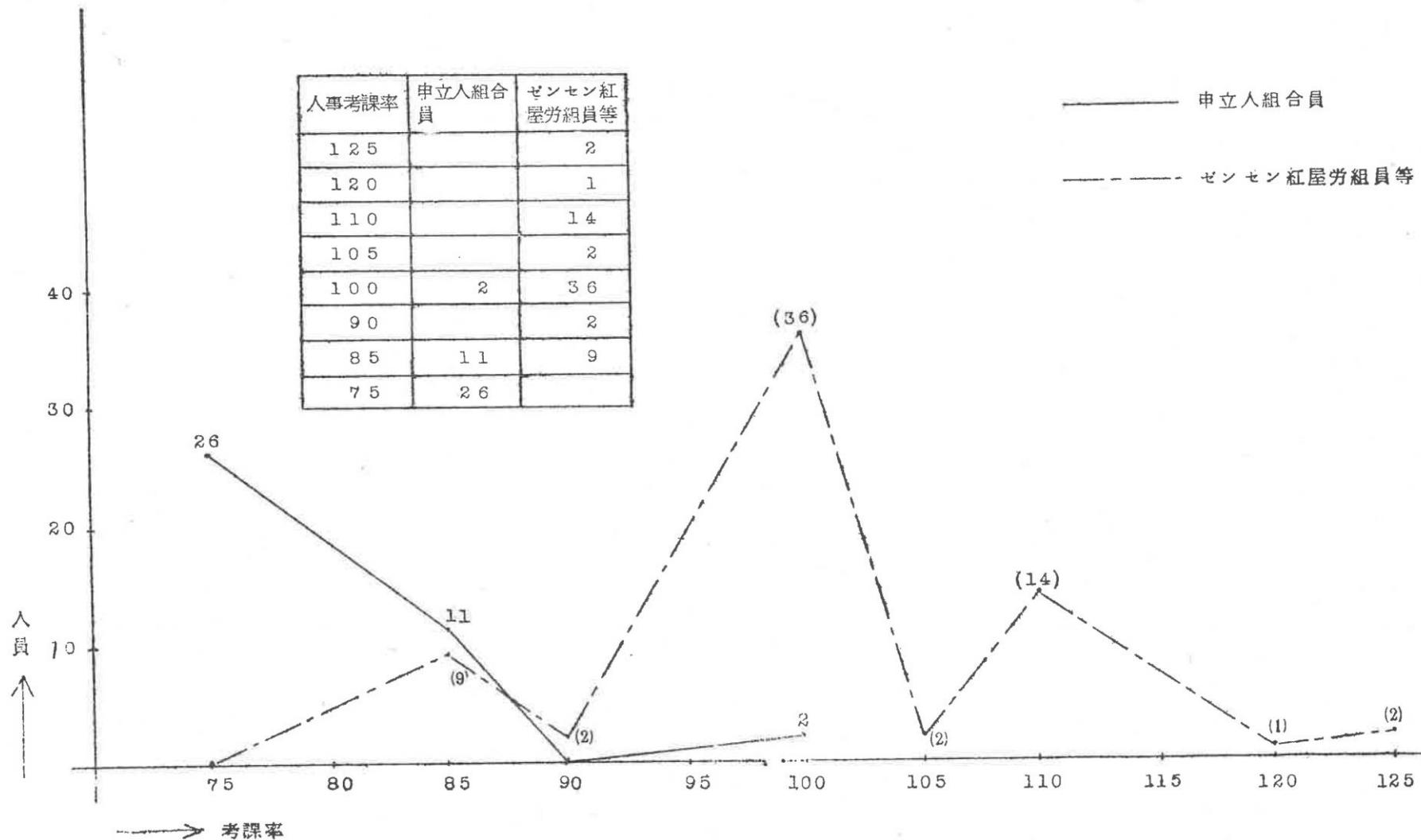
(1) 昭和50年度冬季賞与の際の人事考課率は申立人組合員39名に対しては「75」から「100」の評価をなし、考課率の平均は「79.10」であった。一方ゼンセン紅屋労組員等66名に対しては「85」から「125」の評価がなされ、考課率の平均は「100.98」であり、その差は「21.88」となっている。

この格差は昭和50年度夏季賞与時の「43」よりは縮小されている。

(2) しかし、その分布をみると別表3のとおり、人事考課率は申立人組合員については39名中37名（95%）が「85」以下であり、特に最低考課率である「75」に26名（67%）が集中的にランクされているのが特徴的である。「100」にランクされたものはわずか2名に過ぎない。

一方、ゼンセン紅屋労組員等については、人事考課率の最低が「85」で66名中9名（14%）がランクされており、それ以外の57名（85%）はすべて「90」以上となっている。以上のとおり、明らかに申立人組合に所属していることによって区分されている。

別表3 昭和50年度冬季賞与の組合別人事考課分布図



(3) さらに、昭和50年度冬季賞与の人事考課率の査定対象期間は昭和50年5月21日から11月20日までとなっており、その間に申立人組合を脱退し、ゼンセン紅屋労組に加入したもの21名の人事考課率は別表4のとおりであるが、昭和50年度夏季賞与の際は申立人組合に所属し、人事考課率が最低「50」から「70」の低位にランクされていたにも拘らず、所属組合異動後の冬季賞与の際はその大部分が「100」にランクされており、申立人組合員を大幅に上回った。このことからも所属組合によって区分されていることがなお一層明らかである。

別表4 昭和50年6月以降の組合脱退者の人事考課率の推移

番号	脱退者氏名	脱 退 年 月	昭和50年夏季 賞与における 人事考課率	同年冬季賞与 (本件)における 人事考課率
1	C 32	昭和50年6月	70	85
2	C 38	50 6	50	100
3	C 36	50 7	70	100
4	C 6	50 7	60	100
5	C 4	50 7	60	100
6	C 62	50 7	60	100
7	C 20	50 8	70	100
8	C 24	50 8	70	100
9	C 34	50 8	50	100
10	C 30	50 8	60	100
11	C 2	50 8	60	100
12	C 10	50 8	50	100
13	C 18	50 9	50	100
14	C 22	50 9	80	100
15	C 14	50 9	50	85
16	C 26	50 10	50	85
17	C 8	50 10	50	100
18	C 64	50 10	70	85
19	C 12	50 10	50	100
20	C 16	50 11	50	85
21	C 28	50 11	60	85

3 なお、会社は申立人組合が反企業的言動等を重ねてきたと主張するが、人事考課はあくまで一定の評価基準に基づき各人の勤務成績を客観的に評価すべきものであって、組合の方針或いはそれに基づく言動によって左右されるものではない。

4 以上のとおり、会社の行った人事考課は窮屈のところ、公平に行ったとする合理的理由は認められず、前記認定した組合結成後の労使関係の異常な対立状態を考え合せると、昭和50年（不）第28号事件と同様会社の申立人組合に対する不当な評価によって申立人組合員の人事考課率を低位に査定したものといわざるを得ない。

従って、本件は申立人組合員に対する差別取扱いであり、労働組合法第7条第1号、第3号に該当する不当労働行為であるので、会社は申立人組合員が当然受けるはずであった賞与の未払い分及びこれに対する年5分の割合による金員を支払うのが相当である。よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命今する。

昭和51年12月18日

青森県地方労働委員会

会長 相 内 穎 介